

平成 26 年 12 月 9 日
本州四国連絡高速道路株式会社

道路法違反車両に対する積荷の軽減措置の実施
及び運送事業者等の書類送致について

岡山県警察は、特殊車両として通行の許可を受けた総重量を超えて積荷を積載し、本州四国連絡道路を繰り返し通行していた運転手と、運行を指示していた運送事業者を、道路法違反の容疑により、12月9日、岡山地方検察庁に書類送致したと発表しました。

本件については、当社の軸重計により確認した被疑者の軸重違反の通行事実や、これを基に再三にわたり行ってきた指導警告の実施状況について岡山県警察に相談し、対応を協議してまいりました。

その結果、岡山県警察と当社が連携して取締りを強化し、10月1日に瀬戸中央自動車道の児島インターチェンジ入口において、本州四国連絡道路では初めて(独)日本高速道路保有・債務返済機構の命令に基づき総重量の軽減(積荷の軽減)の措置を講じさせたものであり、その後の捜査を経て、今回の被疑者等の書類送致に至ったものです。

重量違反車両の通行は、騒音・振動など沿道環境に悪影響を及ぼすだけでなく、道路構造物にも重大な損傷を与え、道路の劣化を早めて、悲惨な重大事故を惹き起こす要因ともなるものです。このような違反者の検挙は、重量違反車両の通行を抑制し、「安全・安心・快適」な本州四国連絡道路の確保につながるものと考えています。

当社では、道路の劣化を早める重量違反車両に厳正に対処するため、引き続き、関係機関と連携し、積極的な対策に取り組んでまいります。